

## 平成26年度第4回 京都市環境影響評価審査会

### 【 摘 録 】

日 時：平成27年3月18日 13:30～16:15

場 所：職員会館かもがわ 大多目的室

出席者

委 員：①青野正二委員，②池田有光委員，③板倉豊委員，④岩嶋樹也委員  
⑤笠原三紀夫委員，⑥勝見武委員，⑦倉田学児委員，⑧柴田昌三委員，  
⑨島田洋子委員，⑩徳地直子委員，⑪藤本英子委員，⑫増田啓子委員

議 題：①諮問

②京都大原記念病院移設（建替）工事に係る配慮書案についての審査

③学校法人二本松学院京都美術工芸大学京都東山キャンパス構想に係る配慮書案についての審査

④向島中学校区小中一貫教育校施設整備事業に係る配慮書案についての審査

議 事 1 開会  
2 議事 以下のとおり  
3 閉会

### － 摘 録 －

事 務 局 現在，12名の出席をいただいている。京都市環境影響評価等に関する条例施行規則に基づき，総数15名の過半数を超えており，本審査会が成立していることを報告する。

事 務 局 議題1，諮問を行う。  
まず，「奈良線第2期複線化事業に係る配慮書案について」諮問を行う。

### < 諮 問 >

事 務 局 奈良線第2期複線化事業に係る準備書について，環境の保全の見地からの意見を求める。

池 田 会 長 諮問をお受けした。

事 務 局 次に，「京都大原記念病院移設（建替）工事に係る配慮書案について」諮問を行う。

### < 諮 問 >

事 務 局 京都大原記念病院移設（建替）工事に係る配慮書案について，環境配慮の観点からの意見を求める。

池 田 会 長 諮問をお受けした。

事 務 局 次に，「学校法人二本松学院京都美術工芸大学京都東山キャンパス構想に係る配慮書案について」諮問を行う。

< 諮 問 >

事 務 局 学校法人二本松学院京都美術工芸大学京都東山キャンパス構想に係る配慮書案について、環境配慮の観点からの意見を求める。

池 田 会 長 諮問をお受けした。

事 務 局 次に、「向島中学校区小中一貫教育校施設整備事業に係る配慮書案について」諮問を行う。

< 諮 問 >

事 務 局 向島中学校区小中一貫教育校施設整備事業に係る配慮書案について、環境配慮の観点からの意見を求める。

池 田 会 長 諮問をお受けした。

事 務 局 以降の議事進行は、池田会長にお願いしたい。

池 田 会 長 まず、奈良線第2期複線化事業に係る準備書の今後の審議の進め方であるが、本日は諮問のみとし、次回以降に専門分野ごとの小委員会を開催し、事業者から説明の後、審議を進めていくこととするがよいか。  
また、小委員会のメンバー構成について、事務局配布の参考4に示す案でよいか。

一 同 (異議なしの声あり)

池 田 会 長 それでは、議題2「京都大原記念病院移設(建替)工事に係る配慮書案についての審査」に移る。  
医療法人社団行陵会(以下「事業者A」という。)には、配慮書案についての説明をお願いします。

事 業 者 A < 事業概要及び配慮書案について説明 >

池 田 会 長 ただいまの説明に対して御質問等があれば御発言願う。

岩 嶋 委 員 事業計画地には、山間部も含まれているようだが、山を改変する予定はあるのか。山間部の取扱いについても、配慮書に記載されたい。

事 業 者 A 改変予定地は、配慮書案P6図1-3中の、黄線で囲われた部分のみである。赤線で囲われた部分は、敷地境界を示しており、山間部の改変は行わない。山間部は、病院利用者が散策するなど、リハビリ機能も担っており、このまま残す予定である。配慮書には、その旨記載させていただく。

青 野 委 員 A案とB案の大きな違いは、A案に比べてB案の方が建ぺい率の限界まで建物の面積を大きくしている点や、B案にのみ療養環境の向上及びリハビリ施設の充実等が盛り込まれている点である。A案が環境影響評価の観点から良いのは、誰が見ても明らかであるが、もともとA案ありきで、環境影響評価の観点から悪いB案を作成したのではないかという印象を受けた。B案に計画される、病院として充実した機能は犠牲にしてA案を選んでもよいのか。

事 業 者 A A案の病院機能が悪いという訳ではない。基本的には、A案で必要な機能は備えているが、計画可能な範囲で、より良いものをと考えるなかで、B案を検討したものである。そのうえで、環境面や経済面との比較・検討を進め、最終的には、A案を進めたいという結論に至ったものである。

- 徳地委員 極端な2案がある場合、その中間の案が落としどころになると考えられるのだが、それについて、検討はされたか。
- 事業者 A 中間の案については考えていない。ただし、B案ほど大きな規模にはならないにしても、A案+α程度の計画になることはあり得る。
- 増田委員 B案を建設する場合、新病院施設の範囲が現病院の建物と重なっている。現病院の機能を維持したまま、B案の病院を建設するのは、不可能ではないのか。
- 事業者 A はじめに、現病院にかからない範囲で工事を行い、その新病院施設に機能を移動させた後、現病院のうち、移動した分だけを解体して、解体後の部分に残りを建設すれば、B案も不可能ではない。ただし、経済面や患者への負担が大きいこともあり、A案のほうが、結果として環境にも配慮した案になると考えている。
- 笠原委員 大原記念病院は、地域にとって貴重な存在である。病床数を増やすなどの、地域への貢献は検討したのか。
- 事業者 A 将来的には分からないが、現在、そういった計画はない。  
病院の建替を検討するにあたり、ほかの場所を考えることもできたが、この地域唯一の病院であることや、地域の方にお世話になっていることを勘案すると、現在の計画が最良ではないかと考えている。
- 池田会長 P43の計画段階環境配慮の検討結果の、省エネルギー等環境への配慮に、新施設の供用に際しては、現施設と比較してどの程度エネルギーを削減できるかということについても記載されたい。  
また、配慮書の作成に当たっては、他の委員から指摘があったような疑問点の出ないように、必要事項を丁寧に記載されたい。
- 倉田委員 病院利用者の大半が、自動車を利用すると思われる。現状、あちこちに散在している駐車場を、北西側の一箇所にとめる計画のようだが、駐車場付近の起伏が激しいことにより、周囲への騒音が発生するおそれはあるのか。
- 事業者 A 駐車場予定地を含む改変予定地は、ほとんど平坦であり、さらに、民家は東側にしかないことから、周囲の住民への影響はほとんどないと考えている。  
また、現病院と比較すると、新病院施設の規模は増加することになるが、病床数は変わらないので、利用者及び交通量の増加はないと考える。
- 勝見委員 配慮書案中の環境配慮方針に「残土の敷地内埋戻し等の実施」とあるが、限られた敷地の中で、具体的に、どのように残土の埋戻しを行うのか。
- 事業者 A 新病院の建設予定箇所である農地は、周囲よりも低くなっているため、建物の基礎工事で発生する土を、地盤の嵩上げに利用することを予定している。土量のバランスについては、計画段階の荒い検討であるため、今後、計画が固まった後、詳細に検討していく。
- 島田委員 配慮書案 P8、「図 1-4 想定整備イメージ」は、A案の場合であろう。これでは、A案ありきと見て取れなくもないので、誤解を与えないような記載が必要ではないか。
- 事業者 A 御指摘のとおり誤解を招く表現であるため、配慮書で修正させていただく。
- 増田委員 個人的な感想であるが、配慮書案 P42 に評価結果の取りまとめとして、A案とB案の比較が「○」、「△」で評価されているが、両案の差は、非常に微々たるものだという印象だ。

池田会長 配慮書案には記載されていないが、貴病院では、これまでよりシャトルバスの運行などによる交通量の増加抑制を実施されているのではないかと。これらの取組は、配慮項目として、追記いただくのが良い。

増田委員 東側に流れる高野川では、集中豪雨などで氾濫したことはあるのか。

事業者A そういった事例はない。

柴田委員 事業計画地は、シカやイノシシなどの獣の移動通路にはなっていないのか。

事業者A シカは散見するが、施設内に入り込むことはない。フンが落ちているという報告もない。

笠原委員 施設の老朽化に伴って、建替えが検討されたのであれば、最大限の規模と、現状と同程度の規模の案が考えられたのは、納得のいく考え方である。  
また、病院施設においては、患者にとって、プラスになるのか、現状維持となるのか、という観点が必要な検討項目になるのではないかと。

池田会長 他に御意見はないか。無いようなので、事業者のみなさまには退室いただく。

#### < 事業者退席 >

池田会長 それでは、議題3「学校法人二本松学院京都美術工芸大学京都東山キャンパス構想に係る配慮書案についての審査」に移る。  
学校法人二本松学院（以下「事業者B」という。）には、配慮書案についての説明をお願いします。

#### 事業者B < 事業概要及び配慮書案について説明 >

池田会長 ただいまの説明に対して御質問等があれば御発言願う。

板倉委員 東山キャンパスにおいては、座学のみなのか、モーターや機械等を使用するような実習もあるのか。

事業者B ものづくりは、別のキャンパスで実施する。文化財の授業で、レントゲン車が来ることにはあるが、環境には影響しないと考えている。

板倉委員 騒音規制法に基づき、京都市に事前の届出が必要なものがあるか確認されたい。

事業者B 承知した。

倉田委員 配慮書案の評価結果の取りまとめにおいて、「廃棄物等/温室効果ガス等」の工事による影響について評価されているが、供用時の影響も考えられるのではないかと。書き方を検討されたい。

事業者B 御指摘のとおり検討する。

池田会長 日照障害以外の項目についても、既存の施設も含めた全敷地を対象に検討されたい。

事業者B 検討する。

藤本委員 配慮書案中の、建物の図が記載されている部分に関して、どの範囲が何階までなのかわかるよう記載されたい。

また、評価結果のとりまとめの、評価理由については、両案の評価理由を記載さ

りたい。

さらに、長大な壁面が計画されると圧迫感を与えるおそれも出てくることについて配慮されたい。

柴田委員 評価結果のとりまとめの、景観の評価理由について、「地域のシンボルである小学校を存続させる」というのは、景観の項目の理由としては適さないのでは。また、近景から評価されているようだが、遠景からの景観も評価するなど、工夫されたい。

岩嶋委員 遠景からの評価も必要ではないか。

事業者B 検討する。京都市の景観条例に遵守した計画とする。

増田委員 既存施設の中で最も古い施設はどれか。耐震構造は問題ないのか。

事業者B 昭和33年に建てられた東校舎が最も古い。耐震改修する予定である。

徳地委員 1案のみ、駐車場が計画されており、体育館が小規模である。機能面の問題はないのか。2案の計画に基づき進める場合、どの程度の変更があり得るのか。

事業者B 自動車の利用は、それほどないので、駐車場については、既存校舎の隙間で対応可能である。地元との協議の中で、既存の体育館を残してほしいという意見がある。

藤本委員 七条大橋の古い親柱があったように記憶している。どうするのか。

事業者B 残すようにする。

池田会長 他に御意見はないか。無いようなので、事業者のみなさまには退室いただく。

#### < 事業者退席 >

池田会長 それでは、議題4「向島中学校区小中一貫教育校施設整備事業に係る配慮書案についての審査」に移る。  
京都市教育委員会総務部教育環境整備室（以下「事業者C」という。）には、配慮書案についての説明をお願いする。

事業者C < 事業概要及び配慮書案について説明 >

池田会長 ただいまの説明に対して御質問等があれば御発言願う。

岩嶋委員 現状の生徒数及び、将来の見込みはいかほどか。生徒数が大きく減ることはないのか。  
また、現二の丸小学校北敷地に校舎を建設する間、二の丸北小学校はどうなるのか。

事業者C 3小学校で700名、中学校が300名の計1,000名程度である。生徒数は、1980年をピークに減少傾向にあるが、減少速度は緩やかになっている。小中一貫校となることが起爆剤になると予想されるため、大きく減少することはない。二の丸小学校については、29年度から、向島二の丸小学校と一時、統合する。

池田会長 環境要素の「大気環境」では、工事による影響のみ検討されているが、供用後、グラウンドの存在による地域への影響についても、案によって差が出てくるのではないか。

- 事業者 C 御指摘のとおり、砂埃や騒音などにより、周辺環境への影響があると考えられるので、配慮する。
- 勝見委員 案1の建物に、どのように教室が配置されるのか。採光面での問題が懸念される。
- 事業者 C グランドに面した南側に、普通教室が配置され、北側に特別教室が配置される。さらに、中央にできる扇形の部分に、共用空間を配置する。採光面での問題はない。
- 池田会長 幹線道路の通行量はどの程度か。自動車騒音による学習環境への影響はいかがか。
- 事業者 C 具体的な数字は不明だが、それほど多くなく、学習環境への影響はあまりない。
- 藤本委員 学校施設においては、防球ネットの設置による景観の影響が考えられるが、現状よりも増えることはあるか。あれば、モニタージュ写真に記載されたい。
- 事業者 C 校舎側以外については、防球ネットを設置する予定があるので記載する。また、目立たない色合いになるよう配慮する。
- 笠原委員 学校施設においては、学習環境が何より大切な要素であるとする。総合評価で少し触れているが、本来的には、環境要素として盛り込んだうえで、評価されることが望ましいと考える。
- 事務局 これまで学校については2件審議いただいたが、いずれの審議でも学習環境を重視すべきという意見が出ている。今後、学校施設について計画段階環境影響評価手続を行う際は、事務局としても、技術指針の環境要素、その他の項目で「学習環境」を盛り込むよう指導していく。
- 事業者 C 教育委員会としても、学習環境を重要視していただけることは、ありがたい。
- 池田会長 他に御意見はないか。無いようなので、事業者のみなさまには退室いただく。

< 事業者退席 >

- 池田会長 ただいまの御意見を踏まえ、事務局から確認しておくことはあるか。
- 事務局 次回の審査会では、事務局で委員の意見をまとめた答申書(案)をもとに御審議いただく予定である。
- 池田会長 続きまして、奈良線第2期複線化事業に係る準備書の法手続きについて、事務局から説明いただく。
- 事務局 今後、小委員会で御審議いただく、奈良線第2期複線化事業については、法対象事業のため、条例手続と異なる点などがあるので、参考2・3に基づき説明する。

事務局 < 参考2・3の説明 >

- 池田会長 本日の審議はこれで終了とする。

16:15 終了